

条 例 等 立 案 表

題名
徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

課(室)名 教育総務課	担当者名 阿部 晶則	電話番号 三二〇八
<p>制定理由 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により民法の一部が改正され、従来の公益法人制度が廃止されることに伴い、徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する必要がある</p> <p>あらまし 一 徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則は、廃止することとした。</p> <p>二 この規則は、平成二十年十二月一日から施行することとした。</p> <p>三 その他、所要の改正を行うこととした。</p>		

予算上の措置

関係法規

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令（平成十九年政令第二百七十五号）

考 備

徳島県教育委員会規則第 号
徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則
を次のように定める。

平成二十年 月 六日

徳島県教育委員会
委員長 三好 登美子

徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則
徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和六十一
年徳島県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則（平成十八年徳島県教育委員会規則第十三号）の一部を次のよう改訂する。

別表徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和六十一年徳島県教育委員会規則第七号）の項を削る。

前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第九十五条の規定によりなお従前の例により徳島県教育委員会の所管に属する特例民法法人（整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）の業務の監督が行われる間は、徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則中徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則に関する規定（徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第二条に係るもの）は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則
新旧対照表

別表		新	旧
条例等	規定	条例等	規定
徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成六年徳島県教育委員会規則第九号)	第二十六条	徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和六十一年徳島県教育委員会規則第七号)	第八条
徳島県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成六年徳島県教育委員会規則第九号)	第二十六条		

(参考)

徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則

第三条 条例第三条第一項の規則で定める保存は、別表の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

徳島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならぬとされているもの(規則で定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

(書類及び帳簿の備付け)

第八条 公益法人は、その主たる事務所に、民法第五十一条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 理事又は監事の名簿及び略歴を記載した書類
- 三 許可、認可等に関する書類
- 四 登記に関する書類
- 五 定款又は寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- 六 資産台帳及び負債台帳
- 七 当該事業年度及び直前の十事業年度(事業年度の定めのない場合にあつては、直前の十年)の収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(参考)

徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則について

1 背 景

- 本年12月1日に公益法人制度改革関連3法（※1）が施行され、「公益法人制度改革」が実施される。これは、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的としたものである。
- 従来は、主務官庁に公益性を認められたものだけが法人格を得ることができたが、新制度においては、一般社団・財団法人法の要件を満たせば登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能となるとともに、一般社団・財団法人のうち民間有識者による委員会が公益法人認定法に定められた基準を満たしていると認める法人については行政庁の公益認定を受けて公益社団・財団法人となるという制度となっている。
- 一方、現行の公益法人（社団法人・財団法人）は「特例民法法人」となり、12月1日からの5年間（移行期間）は、基本的には現行の公益法人と変わらない状態で存続できる。ただし、移行期間内に一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行する必要があり、移行しない法人は解散したものとみなされることとなっている。

（※1） 公益法人制度改革関連3法

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（略称：一般社団・財団法人法）
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：公益法人認定法）
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）

2 「監督規則」の廃止の必要性

- 整備法により民法（公益法人の根拠法令）の一部が改正されることにより、従来の公益法人制度が廃止され、民法上の公益法人の主務官庁（教育委員会）の監督に関する規定が削除される。
- これに伴い、その下位法令である教育委員会の「監督規則」（＝徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則）は、制定の根拠規定がなくなることから、廃止する必要がある。
- なお、移行期間内（5年間）の「特例民法法人」の業務の監督については、整備法第95条の規定により、経過措置として「なお従前の例による」とされている。
 - ◇ 「法律（民法）において『なお従前の例による』との経過措置が規定されている場合、当該法律（民法）だけでなく、その下位法令も含めた改廃前の法令の規定が、包括的に経過措置の適用対象となる」（総務省大臣官房管理室・内閣府新公益法人行政準備室からの平成20年8月29日付け事務連絡から抜粋）



したがって、「監督規則」が廃止されても、当該規則は5年間は引き続き用いられる。

3 規則案の概要

- (1) 教育委員会の「監督規則」は廃止することとした。
- (2) 附則
 - ① この規則は、整備法の施行の日（平成20年12月1日）から施行する。
 - ② その他、「監督規則」の廃止に伴い、別の教育委員会規則に含まれる「監督規則」に関する規定を削除するとともに、必要な経過措置を講じる。

<関係法令・抜粋>

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）
(民法の一部改正)

第三十八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十四条から第八十四条まで（※2）を次のように改める。

（略）→《内容》外国法人に関する事項等に改正された（34条～37条）

第三十八条から第八十四条まで 削除

（略）

「公益法人の監督等に関する規定が削除」

（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）

第九十五条 特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るもの
を除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算
人に係る届出並びに清算結了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

（※2）

第三章 法人

第一節 法人の設立（第三十三条～第五十一条）
第二節 法人の管理（第五十二条～第六十七条）
第三節 法人の解散（第六十八条～第八十三条）
第四節 補則（第八十四条・第八十四条の二）
第五節 罰則（第八十四条の三）

第三十三条（法人の成立）

第三十四条（公益法人の設立）

第三十五条（名称の使用制限）

（略）

第八十四条（主務官庁の権限の委任）

（略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行期日は、平成20年12月1日とする。

徳島県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

昭和六十一年五月三十日
徳島県教育委員会規則第七号

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人(以下「公益法人」という。)の設立及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立許可の申請)

第二条 公益法人の設立の許可を受けようとする者(以下「設立者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設立趣意書
- 二 定款又は寄附行為
- 三 財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びに当該財産となるべきものの権利及び価格を証する書類
- 四 設立当初の事業年度及び次の事業年度(事業年度の定めのない場合にあつては、設立当初の年及び次の年)の事業計画書及び収支予算書
- 五 設立者の住所、氏名及び略歴を記載した書類(設立者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載した書類並びに定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの)
- 六 理事又は監事となるべき者の住所、氏名及び略歴を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類
- 七 設立総会の議事録その他の設立についての意思の決定を証する書類
- 八 社団にあつては、社員となるべき者の名簿
- 九 現に申請に係る事業を行つている場合にあつては、申請前おおむね二年間の事業の概要を記載した書類及び当該期間の収支決算書
- 十 行政庁の許可、認可その他の処分を必要とする事業を行う場合にあつては、当該処分を受けていることを証する書類又は当該処分の申請の状況を明らかにした書類
- 十一 設立者の代表者又は代理人により申請をする場合にあつては、その権限を証する書類
- 十二 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

(第三条 削除)

(登記完了の届出)

第四条 公益法人は、民法第四十五条第一項若しくは第三項、第四十六条第二項又は第四十八条の規定による登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添付して、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の場合において、民法第四十六条第二項の規定による登記に係る届出が新たに就任する理事に係るものであるときは、その者の略歴を記載した書類及び就任の承諾を証する書類を併せて添付しなければならない。

(監事の届出)

第五条 公益法人は、監事を置いたときは、又は監事に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該届出が新たに就任する監事に係るものであるときは、その者の略歴を記載した書類及び就任の承諾を証する書類を添付しなければならない。

(業務及び財産状況等の報告)

第六条 公益法人は、事業年度の開始の日(事業年度の定めのない場合にあつては、一月一日)から三月以内に、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 前事業年度(事業年度の定めのない場合にあつては、前年。以下同じ。)の事業報告書及び収支決算書
- 二 当該事業年度(事業年度の定めのない場合にあつては、その年。以下同じ。)の事業計画書及び収支予算書
- 三 前事業年度末の財産目録
- 四 社団法人にあつては、前事業年度の社員の異動状況報告書及び当該事業年度当初の社員名簿

2 公益法人は、前項第二号の事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、変更後の事業計画書又は収支予算書を教育委員会に提出しなければならない。

(定款又は寄附行為の変更認可の申請)

第七条 公益法人は、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為の変更案及び新旧対照表
- 二 定款又は寄附行為を変更する理由を記載した書類

- 三 社団法人にあつては、民法第三十八条第一項本文又は定款に定める手続を経たことを証する書類
- 四 財団法人にあつては、寄附行為に定める手続を経たことを証する書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

(書類及び帳簿の備付け)

第八条 公益法人は、その主たる事務所に、民法第五十一条に規定するものほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 理事又は監事の名簿及び略歴を記載した書類
- 三 許可、認可等に関する書類
- 四 登記に関する書類
- 五 定款又は寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- 六 資産台帳及び負債台帳
- 七 当該事業年度及び直前の十事業年度(事業年度の定めのない場合にあつては、直前の十年)の収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(報告及び検査)

第九条 教育委員会は、必要があると認めるときは、民法第六十七条の規定に基づき、公益法人に対し、報告を求め、又はその職員に公益法人の事務所その他必要な場所に立ち入り、その業務及び財産の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(解散及び清算人の届出)

第十条 清算人は、民法第七十七条の規定による登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添付して、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(残余財産の処分の許可の申請)

第十一條 理事又は清算人は、民法第七十二条第二項の規定により残余財産の処分の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 残余財産の処分の方法及びその理由を記載した書類
- 二 処分すべき財産の種類及び総額を記載した書類並びに当該処分すべき財産の価格を証する書類
- 三 社団法人にあつては、民法第七十二条第二項ただし書及び定款に定める手続を経たことを証する書類
- 四 財団法人にあつては、寄附行為に定める手続を経たことを証する書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める書類

(清算結了の届出)

第十二条 清算人は、清算が結了したときは、民法第八十三条の規定により、遅滞なく、残余財産の処分に関する書類を添付して、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(書類の提出部数)

第十三条 この規則の規定により教育委員会に提出する書類の部数は、第二条、第七条及び第十一条に規定する書類にあつては正本及び副本各一部、その他の書類にあつては正本一部とする。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

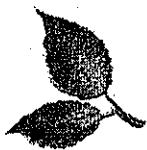
- 1 この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に教育委員会に対しなされた公益法人に関する申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成六年教委規則第八号)

この規則は、平成六年六月一日から施行する。

附 則(平成一七年教委規則第四号)抄

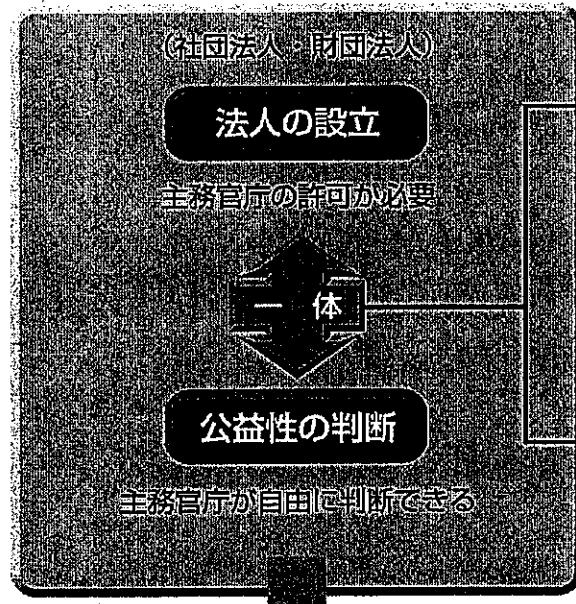
この規則は、平成十七年三月七日から施行する。



公益法人制度改革の概要

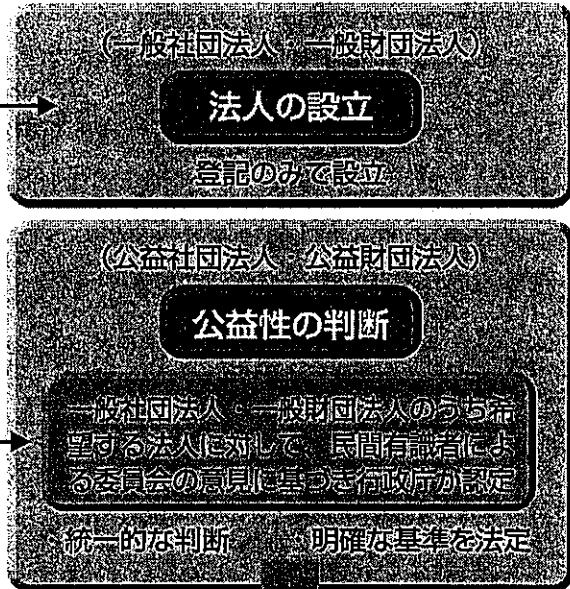
(現行公益法人制度)

- 法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)



(新制度)

- 主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)



●税との関係

- 法人格と税の優遇が連動
- ・法人税は収益事業のみ課税
- ※更に一定の要件を満たす特定公益
増進法人については寄附金優遇

●税との関係

- 公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は?

